

第7期熊本市障がい福祉計画第3期熊本市障がい児福祉計画(素案)の概要

第1章 計画の概要

- 本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として作成。
- 国の基本的な指針に則して、障がい福祉施策に関する成果目標や障害福祉サービスの必要量の見込を定める。
- 計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間。

第2章 障がい者数の現況

- 障害者手帳の所持者数、特定医療費(指定難病)受給者証所持者数、障害福祉サービス支給決定者数 ほか

第3章 令和8年度(2026年度)の成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1)障害者支援施設から地域生活への移行者数 46人
- (2)施設入所者数 722人

2 地域生活支援の充実

- (1)機能充実のため、運用状況の検証する会議回数 1回
- (2)強度行動障がいを有する者の支援体制の整備【新】 9カ所

3 福祉施設から一般就労への移行等

- (1)就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 148人
- (2)就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数
 - ①就労移行支援事業における移行者数 97人
 - ②就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数
A型:39人 B型:12人
- (3)就労定着支援事業の利用者数等
 - ①就労定着支援事業の利用者数 116人
 - ②就労定着率が7割以上の事業所の割合 25%
- (4)就労支援体制の構築を推進する協議会(就労支援部会)の設置【新】 設置(継続)

4 障がい児支援の提供体制の整備等

- (1)重層的な地域支援体制の構築
 - ①児童発達支援センターの設置 5カ所
 - ②保育所等訪問支援を実施できる事業所数 現状維持(36カ所)
- (2)重症心身障がい児への支援
 - ①主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 現状維持(15カ所)
 - ②主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 現状維持(15カ所)
- (3)医療的ケア児支援
 - ①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 設置(継続)
 - ②医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置 18人
- (4)障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置【新】 設置

5 相談支援体制の充実・強化等

- (1)基幹相談支援センターの設置【新】 設置(継続)
- (2)地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 369件
- (3)地域の相談支援事業者の人材育成の支援 10回
- (4)地域の相談機関との連携強化の取組 20回
- (5)協議会における個別事例の検討【新】 12回

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- (1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 活用する
- (2)障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有 共有する
- (3)指導監査結果の関係市町村との共有 共有する

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

1 障害福祉サービス

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
就労定着支援、療養介護、短期入所、就労選択支援【新】
- (3) 居住系サービス
自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援
- (4) 相談支援
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

2 障害児支援

- (1) 障害児通所支援
児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
- (2) 障害児相談支援
- (3) 障害児入所支援
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

3 発達障がい者等に対する支援

- (1) 発達障がい者支援地域協議会の開催回数
- (2) 発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数
- (3) 発達障がい者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- (4) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修会等開催回数
- (5) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- (6) ペアレントメンターの人数
- (7) ピアサポートの活動への参加人数

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置
- (2) ピアサポート活用に係る事業
- (3) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練(生活訓練)【新】の利用者数

5 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業の実施については、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込み量を算出し、各事業の見込量を確保するための方策を定める。